

大保ダム試験湛水期間短縮の取り組みについて

河川課 ○城間克巳

1. 目的

大保ダムは、平成21年4月22日に試験湛水を開始、当初計画では平成21年度中に試験湛水を完了し、平成22年度から供用開始する予定であったが、平成21年度は全国的にも少雨傾向となり、平成22年6月によく試験湛水最高水位（サーチャージ水位）に到達した。

計画どおり水位を下げるためにダム下流へ放流を開始したが、塩屋湾外海付近でモズクや海ブドウの養殖を行っている漁業協同組合から、海水の塩分濃度が低下しているためダムからの放流を止めるよう要請があった。

放流再開のために、漁業協同組合と共同で下流の水質調査を行い、下流の放流量について協議調整したところ放流量を少なくすることになった。

放流量が少なくなったために、大保ダムの試験湛水が長期化し、供用の遅れにより県民生活への影響が懸念されたが、利水事業者へダム使用権設定前の取水に関する要請を行い、特定多目的ダム法第13条の規定による利水事業者の取水を行うことによって、試験湛水期間の短縮を行ったので、その取り組みについて紹介するものである。

2. 内容

1) 大保ダムの試験湛水計画

当初計画では、平成21年4月から試験湛水を開始し、平成22年1月には最低水位まで水位を下げて、平成22年度から供用開始の予定であった。

2) ダム下流への放流に関する課題

当初計画では、大保ダムの貯水位を1日1mずつ下げる計画となっていたため、貯水位が高い時期には放流量が大きくなり、漁業協同組合が行っているモズクや海ブドウの養殖への影響が懸念された。

3) 漁業協同組合との調整

漁業協同組合がモズクや海ブドウの養殖を行っている箇所において塩分濃度を測定しながら放流量について検討し、漁業協同組合と協議し放流量を決定した。

4) 試験湛水期間短縮の検討

漁業協同組合との協議で決定した放流量でのシミュレーション結果では、年平均以上の降雨があった場合は、年度内での完了が出来ない可能性があったため、試験湛水期間の短縮について検討を行い、利水事業者の取水を行った。

3. 結論

大保ダム下流への放流を抑えることで、漁業協同組合の養殖への影響を配慮しつつ、利水事業者への協力要請や取水調整を行うことで、平成23年2月5日に試験湛水を完了させ、予定どおり平成23年4月から供用開始する事が出来た。